

職員の懲戒処分の公表について

長生村は、地方公務員法に基づき職員の懲戒処分を行いましたので、「長生村職員の分限及び懲戒の手続等に関する規則」等に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 被処分者 長生村議会事務局 事務局長 （55歳）男性
2. 処分発令日 令和5年6月6日
3. 処分の内容 懲戒処分 戒告  
（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに長生村職員の分限及び懲戒の手続等に関する規則第4条）
4. 事案の概要 被処分者は、職員の指導監督を行う立場でありながら、公用車の公務外利用を指示、主導しました。このことは地方公務員法第29条第1項第1号（法令等に違反した場合）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）の規定に該当するものであります。よって長生村職員の分限及び懲戒の手続等に関する規則第4条により、戒告の懲戒処分を行いました。
5. その他 本件処分に伴い、3名の同乗職員に対して、同日付けで文書による嚴重注意を行いました。  
（6月28日追記）  
本件処分に伴い、公用車の公務外利用を指示した議会事務局長に対し、使用相当分の燃料を返還させました。

【再発防止策とお詫び】

この度の職員の違反行為により、村民の皆様の信頼を損ないましたことを、ここに深くお詫び申し上げるとともに、当該職員に懲戒処分を行うことといたしました。

また、村といたしましても、公用車の管理について新たに規程を制定いたします。

今回の行為を重大に受け止め、今後は、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令を順守するとともに、再発防止や村政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

長生村長 小 高 陽 一